



さいたま桜高等学園

進路だより

令和2年11月1日(水)第21号



重度判定について

重度判定(ダブルカウント)とは…障害の程度を表す療育手帳の等級とは違い、障害者雇用促進法に基づき、作業の効率や工程の見通し、職場の人間関係等、**仕事を円滑に続ける上で支援が必要かどうか**を判定するものです。知的に軽度でも**仕事をする上で支援が必要=雇用制度上の重度**という考え方です。

◎一度判定されると生涯有効、更新の必要がありません。

◎企業は障害者2人を雇用したことになるので、結果的に本人に有利に働くことがあります。

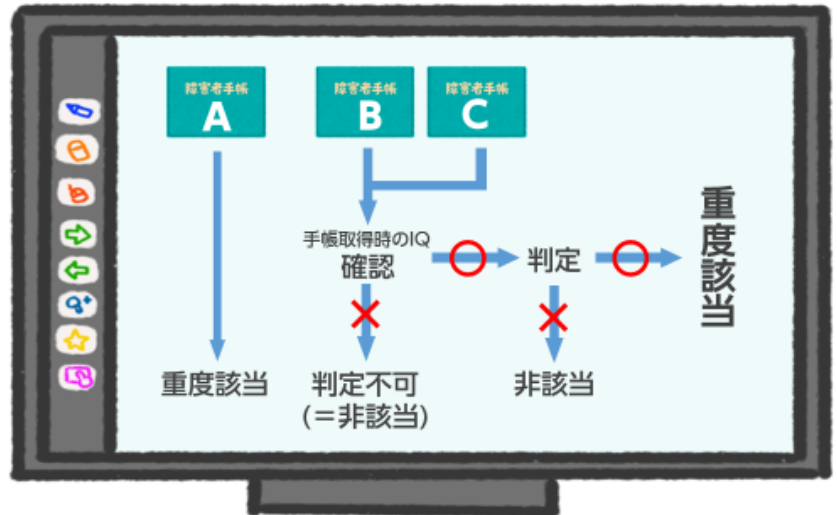
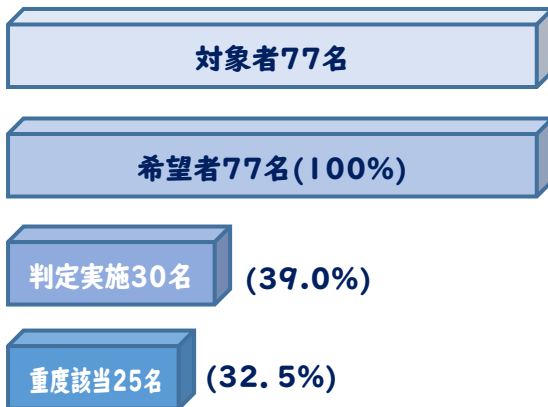
➡過去、採用枠1人の企業に本校と他校で3人応募したことがありました。応募した3人は同じくらいの能力という事でしたが、「重度を持っているので、さいたま桜の〇〇くんを採用します。」という結果でした。

ここ数年は「重度判定、持っていますか?」と尋ねる企業や「入社までに受けてみてください。」という企業もかなり増えています。今年度は採用面接にあたり、「重度判定を持っていたら、コピーを提出してください。」と言われた企業もあります。

さいたま桜では毎年、3年生の希望者が夏休みに判定を受けています。今年は3年生78名中、対象者が77名(*1)で対象者全員が希望しました。

*1 療育手帳取得者が対象です。

令和2年度 重度判定実施状況



お知らせ

埼玉県立職業能力開発センター「令和3年度 入校案内」

○サービス実務科…知的障害者対象の職業訓練

○さいたま市北区櫛引町(JR川越線日進駅徒歩18分・ニューシャトル鉄道博物館駅徒歩15分)

ⓂR3年8月に春日部に移転予定あり

○訓練期間:1年間

1次募集:11/16~12/7

2次募集:1/6~2/4

ご希望がある方は、担任までご相談ください。